

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年2月14日

【四半期会計期間】 第63期第3四半期(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

【会社名】 三晃金属工業株式会社

【英訳名】 SANKO METAL INDUSTRIAL CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 右田 裕之

【本店の所在の場所】 東京都港区芝浦四丁目13番23号

【電話番号】 03(5446)5600(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 大屋 恭史

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝浦四丁目13番23号

【電話番号】 03(5446)5601

【事務連絡者氏名】 経理部長 大屋 恭史

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第62期 第3四半期累計期間	第63期 第3四半期累計期間	第62期
会計期間		自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高	(百万円)	19,077	19,726	29,993
経常利益 又は経常損失()	(百万円)	469	276	122
四半期純損失() 又は当期純利益	(百万円)	286	285	66
持分法を適用した場合の 投資利益	(百万円)	0	7	1
資本金	(百万円)	1,980	1,980	1,980
発行済株式総数	(千株)	39,600	39,600	39,600
純資産額	(百万円)	9,133	9,496	9,687
総資産額	(百万円)	23,944	24,152	25,208
1株当たり四半期純損失金額 ()又は1株当たり当期純利 益金額	(円)	7.23	7.23	1.67
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
1株当たり配当額	(円)			1.50
自己資本比率	(%)	38.1	39.3	38.4

回次		第62期 第3四半期会計期間	第63期 第3四半期会計期間
会計期間		自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日
1株当たり四半期純損失金額 ()	(円)	5.72	4.14

(注) 1 売上高には、消費税等(消費税及び地方消費税をいう、以下同じ。)は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれる事業内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要な事象等は存在しておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国の経済は東日本大震災、円高の影響等により生産活動や経済活動が停滞し、民間設備投資についても低迷状態が続いてまいりました。

このような状況下、当社は受注量の確保に向けて努力してまいりましたが、受注高は199億2千万円と前年同四半期と比べ14億4千9百万円（6.8%）減少しました。着工前工事管理検討の強化による工事原価の低減、与信管理強化による不良債権発生防止に全社一丸となって取り組んでまいりました結果、売上高は197億2千6百万円と前年同四半期と比べ6億4千9百万円（3.4%）の増収、経常損益につきましては一般管理費削減の結果、経常損失2億7千6百万円と前年同四半期と比べ1億9千3百万円の改善となりました。繰越受注高は103億9千1百万円となりました。

しかし四半期純損益につきましては法人税等調整額が減少したことから、前年同四半期と横ばいの2億8千5百万円の四半期純損失となりました。

なお、当第3四半期累計期間の売上高及び営業費用につきましては、当社の売上高の大部分を占める完成工事物件の引渡し時期が第2四半期と第4四半期に集中する傾向であるため相対的に少なくなる傾向にあります。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

屋根事業

屋根事業につきましては、セグメント売上高は165億4千万円と前年同四半期と比べ1億3千2百万円（0.8%）の増収となりました。

セグメント損益は8億3千1百万円の損失（前年同四半期は7億6千9百万円の損失）となりました。

建材事業

建材事業につきましては、セグメント売上高は31億8千5百万円と前年同四半期と比べ5億1千6百万円（16.2%）の増収となりました。

セグメント損益は5億6千5百万円の利益（前年同四半期は3億2千1百万円の利益）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末の総資産は241億5千2百万円となり、前事業年度末比10億5千5百万円減少となりました。

負債につきましては146億5千6百万円となり、前事業年度末比8億6千3百万円減少となりました。

純資産につきましては94億9千6百万円となり、前事業年度末比1億9千1百万円減少となりました。

以上の結果、自己資本比率は39.3%となり、前事業年度末38.4%を0.9ポイント上回ることとなりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期累計期間の研究開発費の総額は2億5百万円であります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	39,600,000	39,600,000	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	単元株式数は1,000株で あります。
計	39,600,000	39,600,000		

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年12月31日		39,600		1,980		344

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 32,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 39,477,000	39,477	
単元未満株式	普通株式 91,000		
発行済株式総数	39,600,000		
総株主の議決権		39,477	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権1個)含まれております。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式417株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
三晃金属工業株式会社	東京都港区芝浦4-13-23	32,000		32,000	0.08
計		32,000		32,000	0.08

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人より四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
 (1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	2,781	1,479
受取手形及び売掛金	2,765	3,151
完成工事未収入金	9,638	8,514
製品及び半製品	237	215
未成工事支出金	396	1,623
原材料及び貯蔵品	526	609
繰延税金資産	45	178
未収入金	2,290	2,038
その他	149	220
貸倒引当金	20	21
流動資産合計	18,808	18,009
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	384	357
機械及び装置（純額）	444	350
土地	4,144	4,144
その他（純額）	98	106
有形固定資産合計	5,072	4,959
無形固定資産		
投資その他の資産	108	101
繰延税金資産	408	315
その他	819	781
貸倒引当金	9	15
投資その他の資産合計	1,218	1,082
固定資産合計	6,399	6,143
資産合計	25,208	24,152

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	7,627	7,584
短期借入金	1,000	1,000
未払法人税等	57	38
未払消費税等	177	50
未成工事受入金	58	304
完成工事補償引当金	51	94
工事損失引当金	10	6
その他	3,057	2,401
流動負債合計	12,040	11,479
固定負債		
長期借入金	500	500
再評価に係る繰延税金負債	1,483	1,309
退職給付引当金	1,204	1,090
役員退職慰労引当金	205	184
その他	86	92
固定負債合計	3,479	3,176
負債合計	15,520	14,656
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,980	1,980
資本剰余金	344	344
利益剰余金	5,515	5,170
自己株式	6	6
株主資本合計	7,833	7,487
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	18	39
土地再評価差額金	1,872	2,047
評価・換算差額等合計	1,854	2,008
純資産合計	9,687	9,496
負債純資産合計	25,208	24,152

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高		
完成工事高	15,822	15,766
製品売上高	3,254	3,960
売上高合計	19,077	19,726
売上原価		
完成工事原価	13,886	14,154
製品売上原価	2,617	3,001
売上原価合計	16,503	17,155
売上総利益		
完成工事総利益	1,935	1,612
製品売上総利益	637	958
売上総利益合計	2,573	2,570
販売費及び一般管理費		
従業員給料手当	1,119	1,027
役員退職慰労引当金繰入額	28	29
貸倒引当金繰入額	0	7
研究開発費	223	205
その他	1,649	1,565
販売費及び一般管理費合計	3,021	2,835
営業損失()	448	265
営業外収益		
受取配当金	5	5
その他	0	0
営業外収益合計	5	6
営業外費用		
支払利息	15	14
その他	10	2
営業外費用合計	26	17
経常損失()	469	276
特別利益		
貸倒引当金戻入額	9	-
その他	1	-
特別利益合計	10	-
特別損失		
固定資産除却損	0	0
特別損失合計	0	0
税引前四半期純損失()	459	277
法人税、住民税及び事業税	33	49
法人税等調整額	206	40
法人税等合計	173	8
四半期純損失()	286	285

【追加情報】

<p>当第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)</p>
<p>(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期会計期間の期首以後に行なわれる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。</p>
<p>(法人税率の変更による影響) 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.40%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が32百万円及び再評価に係る繰延税金負債が174百万円減少し、土地再評価差額金が174百万円及び法人税等調整額が32百万円増加しております。</p>

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成23年12月31日)
	<p>1 四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当第3四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形が、四半期会計期間末残高に含まれております。</p> <p style="text-align: right;">受取手形 263百万円 支払手形 57百万円</p>

(四半期損益計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
<p>当第3四半期累計期間の売上高及び営業費用につきましては、当社の売上高の大部分を占める完成工事物件の引渡し時期が第2四半期と第4四半期に集中する傾向であるため相対的に少なくなる傾向にあります。</p>	同左

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
減価償却費 223百万円	減価償却費 194百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月23日 定時株主総会	普通株式	59	1.5	平成22年3月31日	平成22年6月24日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	59	1.5	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前事業年度 (平成23年3月31日)		当第3四半期会計期間 (平成23年12月31日)	
関連会社に対する投資の金額	10百万円	関連会社に対する投資の金額	10百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	298百万円	持分法を適用した場合の投資の金額	305百万円

前第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)		当第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	
持分法を適用した場合の投資利益の金額	0百万円	持分法を適用した場合の投資利益の金額	7百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 前第3四半期累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	屋根事業	建材事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	16,408	2,669	19,077		19,077
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	16,408	2,669	19,077		19,077
セグメント利益又は損失() (注)	769	321	448		448

(注) セグメント利益又は損失()の合計 448百万円は、四半期損益計算書の営業損失()と一致しております。

2. 当第3四半期累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	屋根事業	建材事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	16,540	3,185	19,726		19,726
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	16,540	3,185	19,726		19,726
セグメント利益又は損失() (注)	831	565	265		265

(注) セグメント利益又は損失()の合計 265百万円は、四半期損益計算書の営業損失()と一致しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額	7円23銭	7円23銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(百万円)	286	285
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る四半期純損失金額(百万円)	286	285
普通株式の期中平均株式数(千株)	39,569	39,568

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月14日

三晃金属工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鳥居 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長崎 康行

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三晃金属工業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第63期事業年度の第3四半期会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、三晃金属工業株式会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。